

横浜市障害者入浴サービス事業実施要綱

制定 平成 18 年 10 月 1 日 健障福第 3105 号（局長決裁）
最近改正 令和 6 年 3 月 14 日 健障自第 3289 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市障害者入浴サービス事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成 18 年 9 月横浜市規則第 129 号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 本事業は、居宅において入浴が困難な常時ねたきり状態にある重度の身体障害者に、入浴の機会を提供することにより、健康保持と保健衛生の向上を図ることを目的とする。

（事業の種類）

第 3 条 本事業は、利用形態及び実施場所を次の各号のとおり定める。

（1）訪問入浴

移動入浴車により障害者宅を訪問し、簡易浴槽を用いて入浴の機会を提供する。

（2）施設入浴

障害者に対し寝台車両等で送迎を行い、第 5 条に掲げる施設にて入浴の機会を提供する。

（利用対象者）

第 4 条 本事業の利用対象者は、次の各号の全ての要件に該当する者を対象とする。

（1）身体障害者手帳等級 1 級又は 2 級に該当する 18 歳以上の者

（2）医師が入浴可能と認めた者

（3）障害福祉施設等に入所又は病院等に入院していない者

（4）他の障害福祉サービス等の利用によっても入浴の機会が得られない者

（5）前条に定める分類ごとに次のいずれかの要件に該当する者

ア 訪問入浴については、市内に在住する居宅での入浴が困難な者であって、介護保険制度において要支援又は要介護の認定を受けていない 65 歳未満の者。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者であって、特定疾病により要支援又は要介護の認定を受けている 40 歳以上 65 歳未満の者については対象とする。

イ 施設入浴については、市内に在住する居宅での入浴が困難な者であって、住居形態や身体状況により、訪問入浴を利用できない者。ただし、生活介護事業及び地域活動支援センター事業デイサービス型並びに介護保険制度における通所を行うサービスにおいて入浴サービスを受ける者を除く。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認められる者については、利用対象者とすることができる。

（登録事業者）

第 5 条 規則第 12 条の規定により登録を行う事業者は、原則として市内に住所を有し、次の各号のとおりとする。

（1）訪問入浴

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定訪問入浴介護事業者の指定を受けている者

（2）施設入浴

障害者の入浴に適した特殊浴槽を有する特別養護老人ホーム、障害者支援施設及び社会福祉法人型障害者地域活動ホームを運営する者

(職員の配置)

第6条 本事業を行う事業所ごとに配置すべき従業者の員数は、次の各号のとおりとする。

(1) 訪問入浴

ア 管理者 管理者は、訪問入浴を行う事業所ごとに配置し、専ら当該訪問入浴事業所の管理業務に従事する常勤職員とする。ただし、当該訪問入浴事業所の他の職務に従事する場合や、他の事業所、施設等の職務に従事する場合、管理業務に支障がないと認められるときには他の職務を兼ねることができる。

イ 従事者 従事者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条による免許を受けた者（以下「看護職員」という。）を1名以上、介護職員を2名以上配置し、看護職員及び介護職員のうち、1名以上は常勤職員とする。また、入浴実施体制は1回のサービス提供につき3名以上とし、うち1名は看護職員、他2名は介護職員とする。

(2) 施設入浴

ア 管理者 管理者は、施設入浴を行う事業所ごとに配置し、専ら当該施設入浴事業所の管理業務に従事する常勤職員とする。ただし、当該施設入浴事業所の他の職務に従事する場合や、他の事業所、施設等の職務に従事する場合、管理業務に支障がないと認められるときには他の職務を兼ねることができる。

イ 従事者 従業者は、看護職員を1名以上、介護職員を適切なサービスを行うために必要な数配置する。

(事業者の運営)

第7条 事業者の運営に関する基準は規則に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める居宅介護事業の基準を準用する。

2 登録事業者は、入浴サービスの提供を開始するにあたり、利用者の身体状況について医師が入浴可能と認めていることの確認を行うものとする。また、入浴サービスを継続して提供する場合についても、概ね1年ごとに医師が入浴可能と認めていることの確認を行うものとする。

(支給量及び支給期間の決定基準)

第8条 本事業の支給期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日に1年を加えた期間（支給決定を行った日が月の初日の場合はその月から1年）とし、支給量は次の各号のとおりとする。

(1) 訪問入浴

週2回を上限として必要な回数

ただし、夏季（6月から9月までの4か月）は、週3回を上限として必要な回数

(2) 施設入浴

週1回を上限として必要な回数

(地域生活支援サービス費)

第9条 本事業に通常要する費用として、規則第9条第3項第1号に規定する「市長が定める基準により算定した費用の額」は、別表に定める額とする。

2 本事業の利用者負担額として、規則第9条第3項第2号に規定する「市長が定める額」は、前項に定める費用の額の1割とする。ただし、本事業の対象者である障害者又は障害児の保護者が市民税非課税である場合は0円とする。

- 3 横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱の規定に基づき、みなし適用の該当が認められた者については、その認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又は寡夫控除があるものとみなして、前項の市民税の課税状況を算定するものとする。
- 4 前項の規定に基づく利用者負担額の減額分の支払は、原則として月ごとの償還払とし、必要な事務手続については別に定める。

（その他）

第 10 条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日までの利用者負担額は、別表 2 に定めるとおりとする。
- 3 横浜市重度障害者入浴サービス事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日制定）は、平成 18 年 9 月 30 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則1

この要綱は、平成 29 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

(1) 訪問入浴

	事業費 (円/1回)	利用者負担額 (円)
訪問入浴費	13,060	1,306
清拭・部分浴のみ	9,140	914
助言のみ(※1)	6,530	0
医師の意見書 (初回以外)	(上限) 3,000 + 消費税及び地方消費税額	上限を超えた額

※1 体調不良等により、訪問入浴・清拭・部分浴のいずれも行えなかった場合

(2) 施設入浴

	事業費 (円/回)	利用者負担額 (円)
施設入浴費及び移送費	13,480	1,348
施設入浴費のみ	6,110	611
移送費のみ(※2)	7,360	0
医師の意見書 (初回以外)	(上限) 3,000 + 消費税及び地方消費税額	上限を超えた額

※2 移送したのち、体調不良等により、施設入浴が行えなかった場合